

# 1. 福岡都市計画公園の変更（福岡市決定）

都市計画公園中 5・5・2 号 舞鶴公園ほか 2 公園を次のように変更する。

注) 朱書きは旧を示す

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
総合公園	5・5・2	舞鶴公園	福岡市中央区城内 及び赤坂二丁目	約 42.4ha 約 46.9ha	鴻臚館復元, 福岡城復元(櫓, 門等), 広場, 駐車場等
街区公園	2・2・227	麦野公園	福岡市博多区三筑 二丁目 福岡市博多区三筑 二丁目及び麦野四 丁目	約 0.13ha	グラウンド, 遊具 広場等
街区公園	2・2・864	下山門北公園	福岡市西区下山門 三丁目	約 0.11ha 約 0.15ha	グラウンド, 遊具 広場等

「区域は計画図表示のとおり」

理由

5・5・2 号 舞鶴公園は、隣接する大濠公園とともに、両公園の一体的活用を図る「セントラルパーク構想」の実現を図るため、本案のとおり変更するものである。

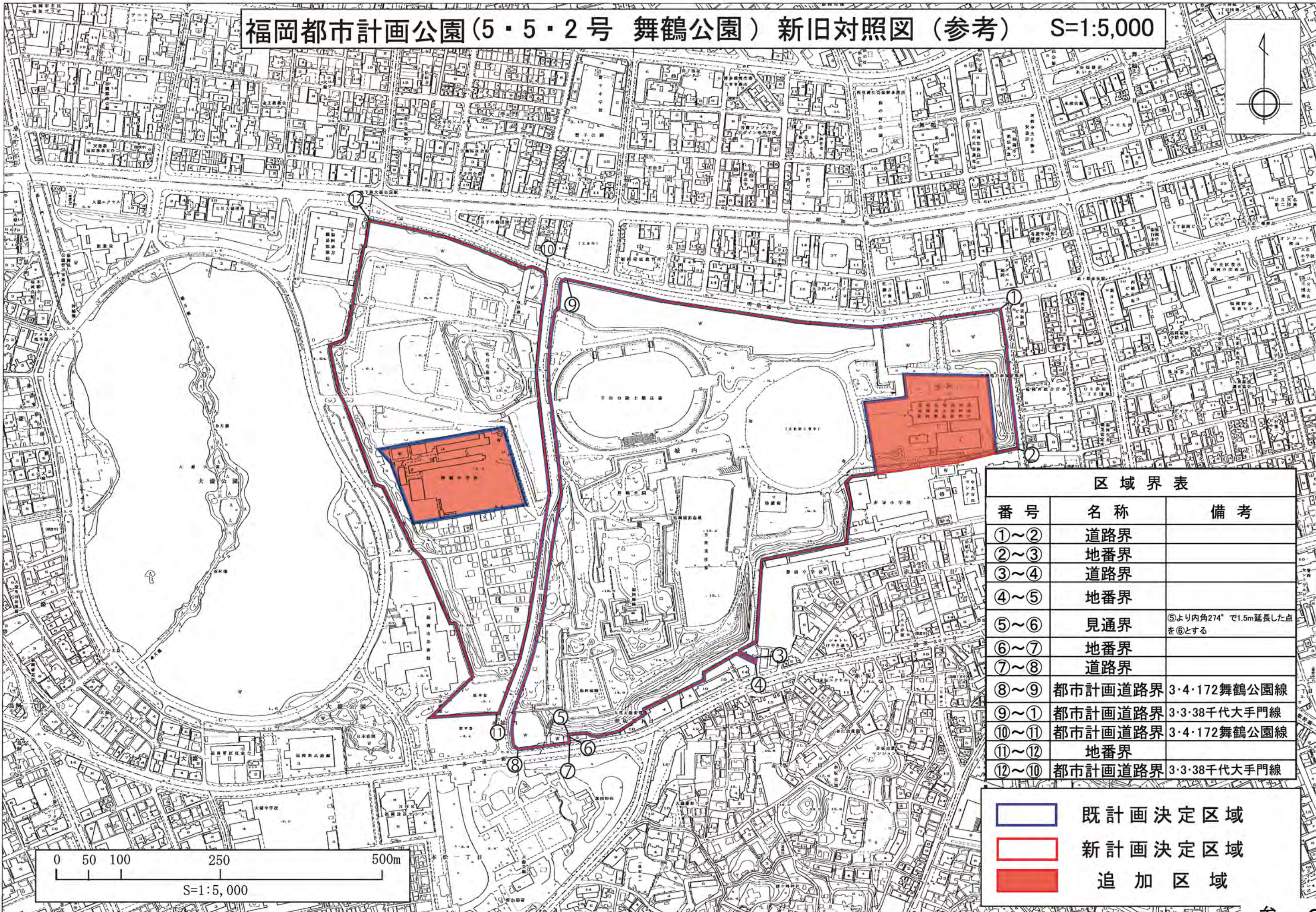
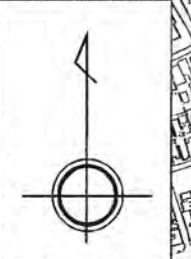
2・2・227 号 麦野公園および 2・2・864 号 下山門北公園は、都市施設として公園を適正に配置し、より良好な整備を図るため、本案のとおり変更するものである。

[参考]

総括表

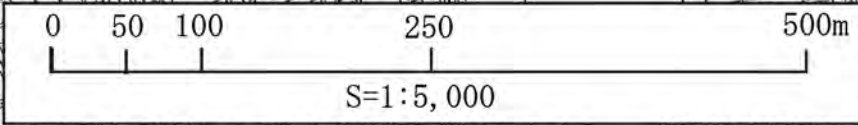
区分	箇所数(箇所)	面積(ha)
現在の都市計画公園	493	1193.55
今回の決定等	3	4.54
計	493	1198.09

福岡都市計画公園(5・5・2号 舞鶴公園) 新旧対照図(参考) S=1:5,000



番号	名称	備考
①~②	道路界	
②~③	地番界	
③~④	道路界	
④~⑤	地番界	
⑤~⑥	見通界	⑤より内角274°で1.5m延長した点を⑥とする
⑥~⑦	地番界	
⑦~⑧	道路界	
⑧~⑨	都市計画道路界	3・4・172舞鶴公園線
⑨~⑩	都市計画道路界	3・3・38千代大手門線
⑩~⑪	都市計画道路界	3・4・172舞鶴公園線
⑪~⑫	地番界	
⑫~⑩	都市計画道路界	3・3・38千代大手門線

既計画決定区域  
 新計画決定区域  
 追加区域



【変更理由】

本公園は、昭和23年に都市計画決定され、同年に設置された総合公園である。  
舞鶴公園・大濠公園地区は、「第9次福岡市基本計画」において、機能を充実・転換する地区として位置付けられており、緑と歴史・文化が調和した魅力ある空間づくりを行い、集客・交流を強化することとしている。

本公園においては、大濠公園とともに一体的な活用を図る「セントラルパーク構想」を平成26年6月に策定し、県民・市民の憩いの場として、また、歴史、芸術文化、観光の発信拠点として、公園そのものが広大なミュージアム空間となるような公園を目指すこととしている。

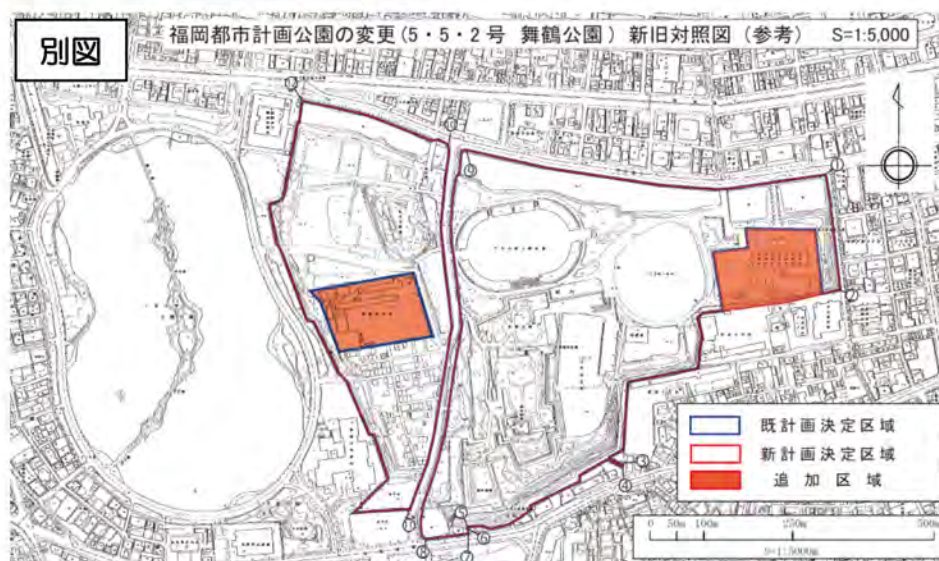
また、本公園においては、戦後、高等裁判所や学校、住宅などの施設が立地しており、これらの施設の城外移転を具体化しながら、公園づくりを進めているところである。

今回、セントラルパーク構想の策定を受け、速やかに構想の実現を図るとともに、将来にわたって担保するため、別図のとおり公園区域を変更するものである。



【都市計画案の概要】

- 種別及び名称  
総合公園 5・5・2号 舞鶴公園
- 位置  
中央区赤坂二丁目及び城内
- 面積  
約46.9ha(約4.5ha増)  
うち高等裁判所部分 約2.4ha  
うち舞鶴中跡地部分 約2.1ha
- 区域  
別図のとおり



【都市計画スケジュール(予定)】

平成26年8月 都市計画審議会  
平成26年9月 変更の告示

【セントラルパーク構想について】

○基本理念

福岡を代表する二つの公園が一体化することで、時・人・まちをつなぎ、福岡の都市と文化を物語る場所となることを目指す。

『時をわたり、人をつなごう。～未来へつながる福岡のシンボルへ～』

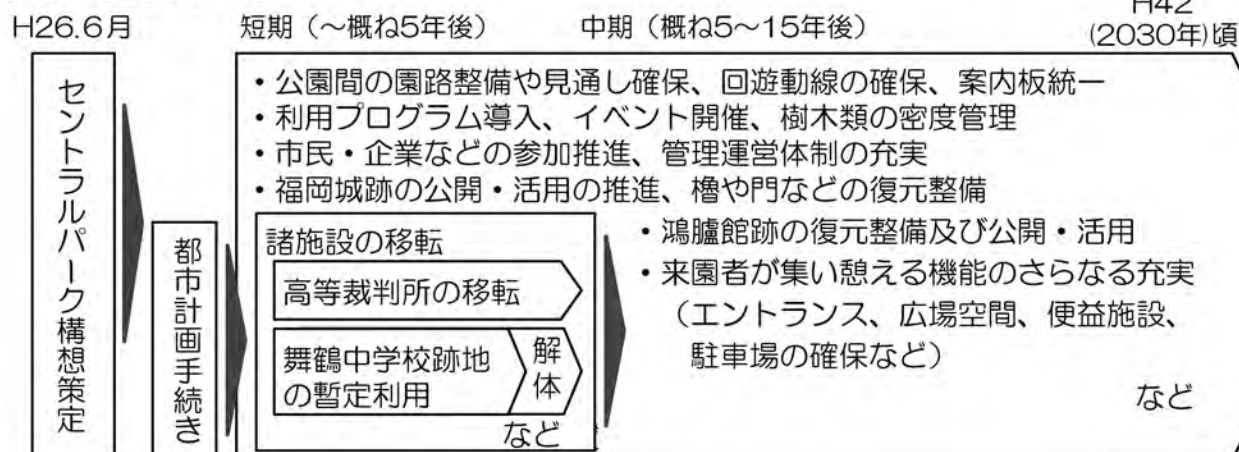
○方向性ごとの整備の方針

空間をつなぐ方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・両公園の有機的な連携と一体的な活用(公園間の園路整備や見通し確保、回遊動線の確保、案内板統一など)</li> <li>・諸施設の移転等の推進(舞鶴中学校、高等裁判所など)</li> <li>・防災機能向上と自然環境等への配慮(避難地確保など)</li> </ul>
時をたどる方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市の歴史の重層性が表現できる史跡の復元整備と公開・活用(福岡城跡・鴻臚館跡)</li> <li>・史跡と調和した樹木類の密度管理(剪定・再整備など)</li> </ul>
にぎわいをつくる方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来園者が集い憩える機能の充実(エントランス・広場・便益施設・駐車場確保など)</li> <li>・様々な演出(利用プログラム導入、共同イベントなど)</li> </ul>
みんなで育てる方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・企業などの参加推進(公園財源の確保など)</li> <li>・管理運営体制の充実(県市連絡組織の設置)</li> <li>・周辺地域と連携したまちづくりの推進(民地緑化など)</li> </ul>

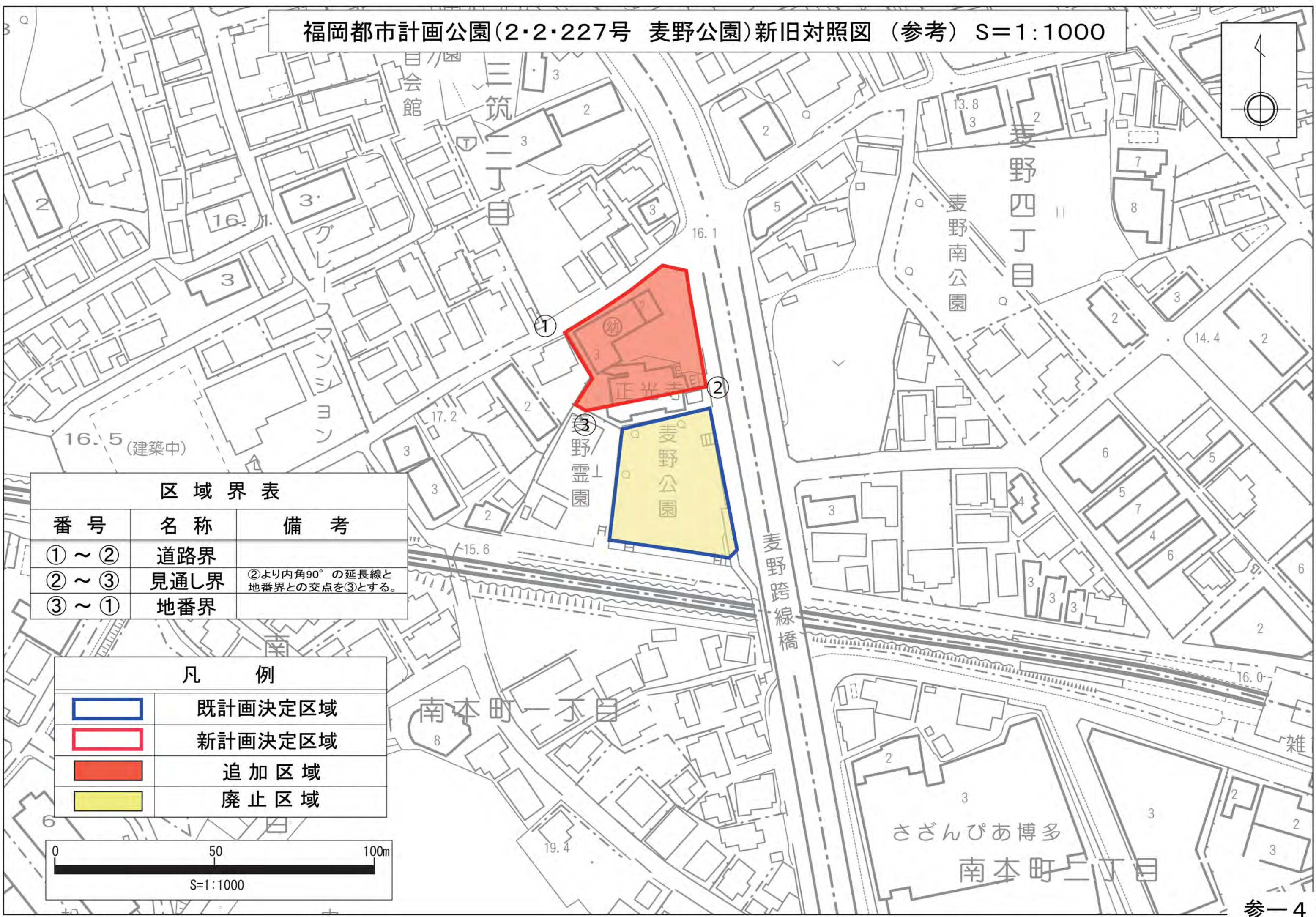
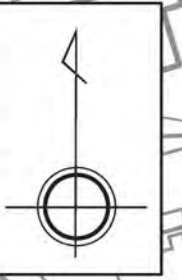
○構想図(概ね平成42年(2030年)頃)



○構想の展開イメージ



福岡都市計画公園(2・2・227号 麦野公園)新旧対照図 (参考) S=1:1000

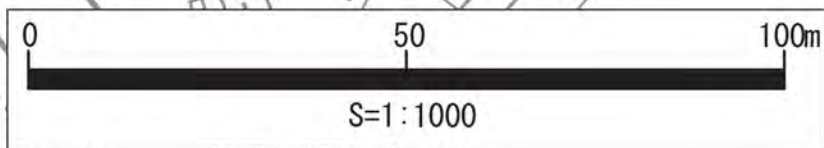


区域界表

番号	名称	備考
① ~ ②	道路界	
② ~ ③	見通し界	②より内角90°の延長線と地番界との交点を③とする。
③ ~ ①	地番界	

凡 例

	既計画決定区域
	新計画決定区域
	追加区域
	廃止区域



# 2・2・227号 麦野公園の変更について

(参考資料)

## 【変更理由】

本公園は、昭和40年に都市計画決定され、設置後約50年が経過した街区公園である。

本公園はアクセスする道路との高低差があり、見通しの悪さや出入りの不便など、防犯面やバリアフリー上の課題を抱えている。

今回、西鉄天神大牟田線連続立体交差事業にかかる博多駅春日原線（麦野跨線橋）の平面化工事に伴い、仮設道路の整備が必要となるが、本公園に抵触する形での設置となり、仮設道路の撤去後は、公園の再整備を行う必要がある。

再整備にあたっては、本公園同様、仮設道路に抵触する隣接地と土地を交換することで、課題となっている見通しの確保やバリアフリー化が可能となることから、別図のとおり公園区域を変更するものである。

## ○公園整備の考え方

本公園設置時期に策定された「福岡市総合計画（昭和41年）」においては、急激な市街化に伴い、児童が安全に遊べる広場さえ見出すことが困難になっており、公園を数多く設ける方針であった。

昨今、都市公園の約4割が設置後30年以上が経過し、更新時期を迎えている中、平成21年に策定した「福岡市 新・緑の基本計画」においては、公園を取り巻く社会環境の変化や地域特性、多様な市民ニーズをとらえ、見通しの確保やバリアフリー化等を図り、安全安心に資する公園づくりを重点化の方針としている。

## ○関連事業（西鉄天神大牟田線連続立体交差事業）

- ・博多駅春日原線（麦野跨線橋）平面化工事について

西鉄天神大牟田線にかかる麦野跨線橋は、連続立体交差事業に支障するため、撤去し、平面化する必要がある。麦野跨線橋を撤去し、平面化工事を行う前に、仮設道路への通行の切替えを行う。鉄道の高架切替後は、麦野跨線橋を平面道路で整備し、仮設道路を廃止する。

このたび、麦野跨線橋平面化工事に伴う仮設道路設置において、本公園が抵触するため、公園施設の撤去が余儀なくされるが、事業完了後に公園整備を行う。

※博多駅春日原線（麦野跨線橋）平面化工事のイメージ



## 【都市計画案の概要】

- 種別及び名称  
街区公園  
2・2・227号 麦野公園
- 位置  
福岡市博多区三筑二丁目及び麦野四丁目
- 面積  
約0.13ha(増減無し)
- 区域  
別図のとおり

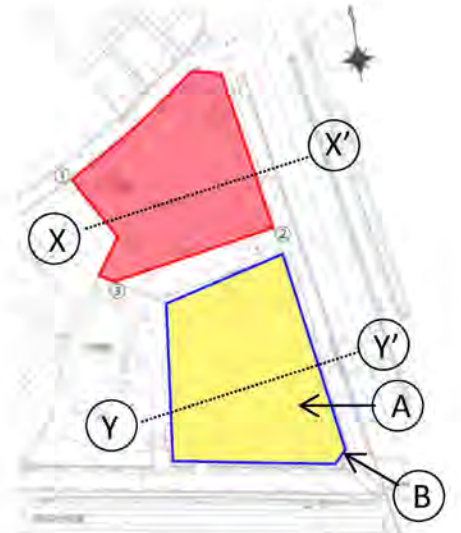
## 別図

福岡都市計画公園(2・2・227号 麦野公園)新旧対照図(参考)

区域界表		
番号	名称	備考
①～②	道路界	
②～③	見通し界	②の西側に沿って道路幅員を確保し、見通しを確保する。
③～④	地籍界	

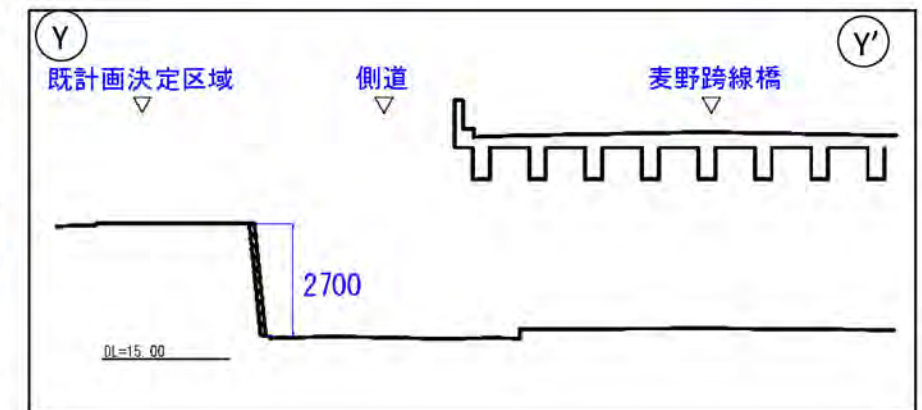
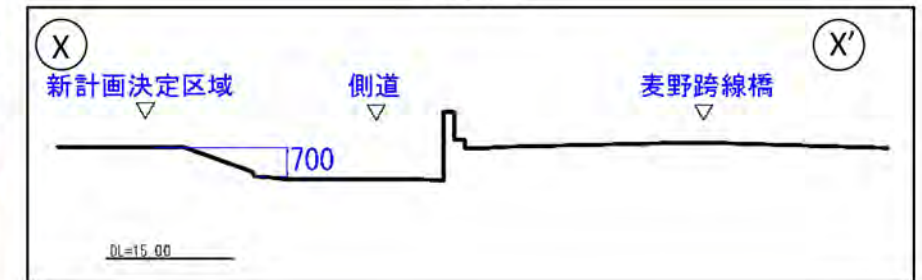
凡例	
<span style="border: 1px solid blue; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	既計画決定区域
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	新計画決定区域
<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	追加区域
<span style="background-color: red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	廃止区域



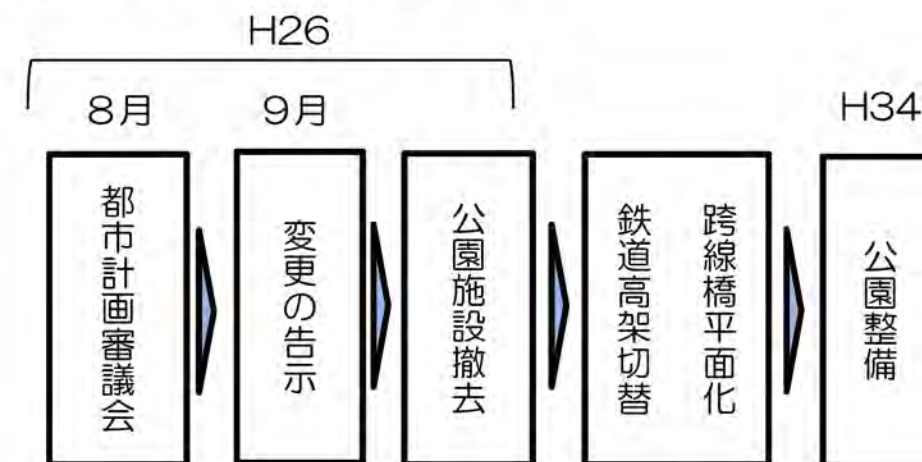
現地写真



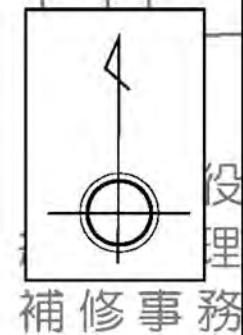
横断面図



## 【今後のスケジュール(予定)】



福岡都市計画公園(2・2・864号 下山門北公園) 新旧対照図(参考) S=1:1000

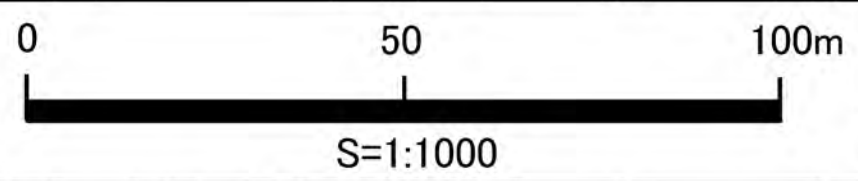


区域界表

番号	名称	備考
①~②	地番界	
②~③	地番界	
③~④	地番界	
④~①	道路界	

凡例

	既計画決定区域
	新計画決定区域
	追加区域
	廃止区域



## 2・2・864号 下山門北公園の変更について

(参考資料)

### 【変更理由】

下山門北公園は昭和50年に都市計画決定され、設置後約30年が経過した街区公園である。

周辺環境は、本公園の設置当初と比べて市街化が進み、自動車が頻繁に往来している一方で、本公園が唯一接道する道路は歩道がなく、カーブ形状で見通しが悪いことから交通事故も発生するなど、アクセス環境の課題を抱えている。

今回、地域の協力により、近接の土地を本公園の代替地とする提案があり、その代替地は、接道する道路が、平坦かつ直線で見通しが良く、横断防止柵の設置された歩道も整備され、通学路に指定されているなど、安全な環境を有している。本公園は老朽化が進み、再整備の時期を迎えているため、この機を捉え、代替地への整備を行うことで、課題となっているアクセス環境の改善が可能となることから、別図のとおり公園区域を変更するものである。

### ○公園再整備の基本的な考え方

「福岡市 新・緑の基本計画」において、公園の再整備にあたっては、市民ニーズに対応するとしたうえで、見通しの確保やバリアフリー化等を図り、安全安心に資する公園づくりを進めることを基本方針としている。

### 【都市計画案の概要】

#### ○種別及び名称

街区公園

2・2・864号 下山門北公園

#### ○位置

福岡市西区下山門三丁目

#### ○面積

約0.15ha(約0.04ha増)

#### ○区域

別図のとおり



### 【今後のスケジュール（予定）】

